

# 滋賀県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱

昭和 55 年 10 月 1 日滋耕指第 1088 号  
最終改訂 令和 3 年 12 月 1 日滋農振第 466 号

## (趣旨)

第 1 条 知事は、農地および農業用施設に係る災害復旧のため、市町、土地改良区、農業協同組合および知事が適当と認める団体が行う災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年 5 月 10 日付け法律第 169 号。以下「法」という。)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和 25 年 5 月 20 日付け政令第 152 号。以下「令」という。)、または国が臨時特例的に定める災害復旧事業および災害関連事業に係る要綱の適用を受けるもの)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、「農地」とは耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用または保全上必要な公共的施設であつて法第 2 条に定めるものをいう。  
(以下併せて「農地等」という。)

## (補助の対象)

第 3 条 災害復旧事業の補助の対象は、令第 2 条に規定する災害復旧事業のため直接必要な本工事費、付帯工事費、用地費、補償費および機械器具費の合計額(以下「工事費」という。)とする。

2 前項の工事費には、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和 40 年 9 月 10 日 40 農地D第 1130 号。以下「事務取扱要綱」という。)第 14 に規定する応急仮工事で 20 万円以上のものを含むものとする。

## (補助率)

第 4 条 災害復旧事業について県が行う補助の比率は法第 3 条第 2 項に定める比率によるものとする(別表 1)。

2 その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域において、1 戸当たり事業費が 8 万円を超える場合に限り、その被害を受けた農地等の災

害復旧事業の補助の比率は、前項の規定にかかわらず法第3条第3項に定める比率によるものとする（別表2）。

- 3 その年の12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域の災害復旧事業で、3年間の1戸当たり事業費が10万円を超え、その年の戸当たり事業費が4万円を超える場合に限り、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地等の災害復旧事業の補助の比率は、前項までの規定にかかわらず、法第3条の2に定める比率によるものとする（別表2）。

ただし、前項の規定による補助の比率が本項の補助の比率よりも高い場合においては、本項の規定は受けない。

- 4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の規定により激甚災害に指定された災害に係る災害復旧事業で、事業費から前項までの補助の比率による補助額を差し引いて得た額（以下「通常補助控除額」という。）の1戸当たりの額が2万円を超える場合に限り、その被害を受けた農地等の災害復旧事業の補助の比率は、前項までの規定にかかわらず、同法第5条の規定によるものとする（別表3）。
- 5 県営事業で施行し完了した未譲与の農業用施設の災害復旧事業の補助の比率は、前項までの補助の比率に県の予算の範囲内で定める補助の比率を合わせたものとする。

（補助率の増高および特別措置適用の申請）

第5条 前条第2項、第3項または第4項の規定による補助金の交付を受けようとする者の当該事業施行地を管轄する市町長は、災害発生年の翌年の1月15日までに、災害復旧事業費補助率増高申請書（別記様式1）、災害復旧事業費連年災害補助率適用申請書（別記様式2）、災害復旧事業特別措置適用申請書（別記様式3）のいずれかに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前条第5項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、該当施設であることを証する書類を知事に提出しなければならない。

（補助率の決定）

第6条 知事は前条第1項の申請書の提出がありその補助の比率を決定した場合は、速やかに市町長に通知するものとする。

（適用除外）

第7条 この要綱は、法第5条、令第9条、事務取扱要綱第2、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号。以下「査定要領」という。）第7に規定するものについては適用しない。

(交付申請の手続)

第8条 規則第3条に規定する補助金交付申請書(別記様式4、第11条にかかるものは別記様式4-2)の提出期限は、交付内示通知のあった日から30日以内とし、その添付書類は次のとおりとする。

- (1) 災害復旧事業補助計画書
- (2) 災害復旧事業補助計画概要書(実施設計書)
- (3) 収支予算書
- (4) 許可または認可を要するものについては、これを証する書類
- (5) 事業施行に関する議決書または同意書の写し
- (6) 共同施行の場合は、代表者を定めてその正当なることを証する書類

ただし、第11条の規定による承認を受けている場合においては、(4)～(6)の書類は省略することができる。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方税消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(契約)

第9条 事業主体は、補助事業の実施に当たって、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(交付条件)

第10条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者は、災害復旧事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(決定通知前の着手)

第11条 事業主体は、災害の増被および早期効用回復等真にやむを得ない理由により、規則第6条の決定通知前に農地等の災害復旧事業の工事に着手しようとするときは、決定

通知前事業着手承認申請書（別記様式 5）に第 8 条の（2）～（6）に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、条件を付して決定通知前事業着手の承認（別記様式 6）をすることができる。

（事業計画の変更）

第 12 条 補助事業者は、第 8 条、第 11 条に規定する災害復旧事業補助計画概要書に変更を加えようとする場合は、災害復旧事業計画変更承認申請書（別記様式 7）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。

- （1）変更理由書
- （2）計画変更比較表
- （3）災害復旧事業補助計画概要書
- （4）収支予算書
- （5）その他変更説明資料

2 補助事業者は、規則第 6 条の決定通知後、前項の承認を受けたものまたは知事が別に定める軽微な変更に係るもので、補助金の変更をしようとする場合は、災害復旧事業補助金変更承認申請書（別記様式 8）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し承認を受けなければならない。

- （1）変更理由書
- （2）経費の配分
- （3）計画変更比較表
- （4）災害復旧事業補助計画概要書
- （5）収支予算書
- （6）その他変更説明資料

（状況報告）

第 13 条 規則第 10 条の規定における報告は、次によるものとする。

- （1）補助事業者は、災害復旧事業に関し補助の交付決定に係る年度の 12 月末日現在における遂行状況報告書（別記様式 9）を翌月 15 日までに知事に提出しなければならない。
- （2）補助事業者は、第 11 条の規定により決定通知前事業着手した事業については、承認当該年度の 5 月末日および 11 月末日現在の進捗状況報告書（別記様式 10）を翌月 10 日までに知事に提出しなければならない。

ただし、次条の規定による工事完了報告書を提出した場合にあっては不要とする。

（工事完了報告書）

第 14 条 補助事業者は、第 11 条の規定により決定通知前事業着手し、かつ決定通知前に

工事完了した時は、災害復旧事業工事完了報告書（別記様式 11）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 災害復旧事業補助計画概要書（出来高設計書）
- (3) 工事完了写真

（実績報告書）

第 15 条 規則第 12 条に規定する実績報告書（別記様式 12）の添付書類および提出期日は、次に掲げるものとする。

- (1) 添付書類
  - ア 災害復旧事業成績書
  - イ 補助事業の成果
  - ウ 収支精算書
  - エ 災害復旧事業補助計画概要書（出来高設計書）
  - オ 工事完了写真

ただし、前条に規定する工事をもって災害復旧工事が完了する場合、または、しゅん工認定した場合、当該年度および翌年度以降の補助金交付に係る実績報告書については、イ、エ、オを省略できる。

(2) 提出期日

実績報告書は、災害復旧事業の完了の日から起算して 30 日以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

ただし、次の場合は、その規定によるものとする。

- ア 補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の 5 月 10 日までとする。
- イ 前条の規定により工事完了報告書を提出した地区は、交付決定通知後 30 日以内または年度の末日のいずれか早い期日までとする。

- 2 第 8 条第 2 項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 8 条第 2 項のただし書きにより交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式 13 により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の概算払）

第 16 条 補助事業者は、規則第 15 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは

補助金概算払請求書（別記様式 14）を知事に提出しなければならない。

（検査および調査）

第 17 条 知事は、第 14 条または第 15 条に規定する書類の提出があったときは、速やかに職員に書類および現場の検査または調査を行わせるものとする。

（補助金の一時停止等）

第 18 条 知事は、補助事業者が規則第 17 条および第 18 条の規定により返還すべき補助金の全部または一部を納付しない場合、その者に対して、他の災害復旧事業において交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納額とを相殺することがある。

（立入検査等）

第 19 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を保つため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、または職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることがある。

（書類の経由等）

第 20 条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、必ず災害復旧事業を行う場所の所在する市町を経由して、所轄農業農村振興事務所長に提出するものとする。

（標準処理期間にかかる規定）

第 21 条 規則第 4 条に規定する補助金の交付決定は、申請があった日から起算して 50 日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第 22 条 補助事業者は、第 5 条に基づく補助率の増高および特別措置適用申請、第 8 条に基づく交付申請、第 11 条に基づく決定通知前の着手申請、第 12 条に基づく事業計画の変更承認申請、第 13 条の規定に基づく遂行状況報告、第 14 条の規定に基づく工事完了報告、第 15 条の規定に基づく実績報告、第 16 条の規定に基づく補助金概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行し、昭和 55 年発生災害に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 5 月 11 日から施行し、施行日以後に発生した災害について適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 12 日から施行し、平成 17 年分に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、平成 28 年災分に係る補助金から適用する

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行し、令和 3 年災分に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

区 分	事業費に対する補助率
農 地	50 パーセント
農業用施設	65 パーセント

別表 2 (第 4 条第 2 項、第 3 項関係)

区 分	1 人 当 たり 事 業 費	1 人 当 たり 事 業 費 に 対 す る 補 助 率
農 地	80,000 円以下の部分	50 パーセント
	80,000 円を超え 150,000 円以下の部分	80 パーセント
	150,000 円を超える部分	90 パーセント
農業用施設	80,000 円以下の部分	65 パーセント
	80,000 円を超え 150,000 円以下の部分	90 パーセント
	150,000 円を超える部分	100 パーセント

- (注) 1. 1 人当たり事業費は市町村単位で算出したものとする。  

$$1 \text{ 人 当 たり 事 業 費} = \text{査定総事業} / \text{災害を受けた者の総数}$$
2. 連年災害補助率適用の場合の 1 人当たり事業費は 3 カ年間のすべての箇所より算出したものとする。
3. 災害を受けた者の総数は農地にあつては 1 人以上、農業施設にあつては 2 人以上とする。
4. 単年は 1 人当たり事業費、80,000 円を超える場合に適用する。
5. 連年は 1 人当たり事業費、40,000 円 (単年) を超え、かつ 100,000 円 (連年) を超える場合に適用する。
6. 単年、連年とも適用を受ける場合は有利な方を適用できる。

別表 3 (第 4 条第 4 項関係)

区 分	1 人 当 たり の 通 常 補 助 控 除 額	1 人 当 たり の 通 常 補 助 控 除 額 に 対 す る 補 助 率
農 地 農業用施設	10,000 円以下の部分	0 パーセント
	10,000 円を超え 20,000 円以下の部分	70 パーセント
	20,000 円を超え 60,000 円以下の部分	80 パーセント
	60,000 円を超える部分	90 パーセント

- (注) 1. 1 人当たりの通常補助控除額は市町村単位で算出したものとする。  

$$1 \text{ 人 当 たり 通 常 補 助 控 除 額} = (\text{激甚災害の査定総事業費} - \text{激甚災害の通常補助額}) / \text{激甚災害を受けた者の総数}$$
2. 1 人当たりの通常補助控除額が、20,000 円を超える場合に適用する。
3. 通常補助額は、単年、連年有利な方を使用できる。
4. 激甚災害を受けた者の総数は農地にあつては 1 人以上、農業施設にあつては 2 人以上とする。